Ⅲ.作業環境測定特例許可制度とは

1　作業環境測定結果の評価が2年以上行われ、その間第1管理区分が継続した単位作業場所には作業環境測定特例許可制度が適用できます。

対象

測定結果の評価が2年以上行われ、その間第1管理区分が継続した単位作業場所

作業環境測定基準
第2条第3項～第7条…粉じん
第10条第3項、第5項…特定化学物質
第13条第3項、第5項…有機溶剤

申請は所轄労働基準監督署長へ

作業環境測定特例許可制度

必要な書面等詳細は労働基準監督署にお尋ねください。

許可後の測定条件

粉じん	1. 指定較正機関より1年以内ごとに1回、定期に較正された粉じん計を使用すること。 2. 質量濃度変換係数（K値）は、次のいずれかによること。 （1）厚生労働省労働基準局長が通達で示した数値 （2）1より較正された粉じん計を用いて当該単位作業場所について求めた数値
特化物・有機溶剤	当該単位作業場所の1以上の測定点で併行測定を行うこと。

メリット

粉じん	併行測定を必要とせず、粉じん計だけで測定ができる。また、これにより第2種測定士でも測定ができる。
特化物	アクリロニトリルなどの7物質については、妨害物質があっても検知管で測定ができる。
有機溶剤	1. アセトンなどの24物質については、妨害物質があっても検知管で測定できる。 2. 検知管による測定が認められていないイソブチルアルコールなどの23物質であっても、検知管方式が認められている24物質を主成分とする混合物として製造され、又は取り扱われている場合は、検知管で測定できる。

2　多様な発散防止抑制措置の導入

有害物の発散源を密閉する設備、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局排等を設けないことができることになりました。

有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第71号）が平成24年4月2日に公布され、同年7月1日から施行されました。